

慶弔見舞金取扱規程

第1章 慶弔見舞金

(目的)

第1条 本規程は、従業員の福利厚生の一環として慶弔、災害、傷病等における、祝金、見舞金等の支給に関する事項を定める。

(主管部門及び責任者)

第2条 本規程の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

(適用)

第3条 本規程の適用は、満6ヶ月以上在籍する正社員、契約社員、嘱託社員、アルバイト、出向者（以下、「社員等」という）とする。

2. 第4条④傷病見舞金・⑤災害見舞金は、前項に定める在籍期間に関わらず給する。
3. 第4条①結婚祝金・②出産祝金・③香典・供花代（本人死亡を除く）・④傷病見舞金・⑤災害見舞金については、原則、慶弔金・見舞金支給日に在籍していることを条件として支給する。

(種類)

第4条 慶弔金・見舞金は、次のとおりとする。

- ① 結婚祝金
- ② 出産祝金
- ③ 香典・供花代
- ④ 傷病見舞金
- ⑤ 災害見舞金
- ⑥ 死亡弔慰金

(届出義務)

第5条 社員等は、本補則による慶弔金または見舞金を受けようとするときは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、届出を要する。

(結婚祝金)

第6条 結婚祝金は、初婚・再婚に関わらず20,000円を支給する。

2. 当事者がいずれも社員等である場合は、第14条（重複不支給）の定めにかかわらず、双方に結婚祝金を支給することとする。

(出産祝金)

第7条 配偶者または本人が出産の場合、1産児につき出産祝金として10,000円を支給する。

(香典・供花代)

第8条 香典・供花代は、社員等またはその家族が死亡したとき、次のとおり支給する。

区 分	香 典	供花代
本人死亡	150,000 円	20,000 円
配偶者死亡	50,000 円	20,000 円
父母死亡	20,000 円	20,000 円
子女死亡	20,000 円	20,000 円
配偶者の父母死亡 (同居)	20,000 円	—
〃 (同居なし)	10,000 円	—

2. ①供花の手配を会社が行う場合は、供花代の範囲内において実費とする。
②何れの場合も弔電の手配をする。
③本人の祖父母死亡の場合は弔電の手配をする。

(傷病見舞金)

第9条 私傷病により休業 (有給休暇、欠勤含む) したときは、1ヶ月目に 10,000 円を支給する。

(災害見舞金)

第10条 火災・水害・地震等により被害を受けたときは、その程度に応じ次のとおり災害見舞金を支給する。ただし、被災地域が広範囲にわたる場合、ならびに度重なる出水等の場合はその都度決める。

区 分	世帯主	非世帯主
全焼・全壊	100,000 円	40,000 円
半焼・半壊・軒下浸水で家財ほとんど焼・ 流失	80,000 円	40,000 円
半焼・半壊・床上浸水 1m以上	40,000 円	20,000 円
床上浸水	20,000 円	10,000 円

2. 借家・マンション・アパート等の場合は、被害の状況、自己の占有部分の状況について判断し都度決定する。

(死亡弔慰金)

第11条 社員等が死亡したときは、下記の支給基準に従い、死亡弔慰金を遺族に支給する。

勤続年数	死亡事由が業務上の場合	死亡事由が業務外の場合
5年以上	死亡時点の基本給と所定 内手当合計額の 2 か月分	死亡時点の基本給と所定 内手当合計額の 1 か月分
5年未満	死亡時点の基本給と所定 内手当合計額の 1 か月分	左記金額の 50%

- 2 前項に掲げる遺族の順位は労働基準法施行規則第 42 条ないし第 43 条の順位とする。

第2章 雑則

(その他の慶弔見舞金)

第 12 条 前各項に定めのないものにおいて、状況を鑑み会社が支給の必要のあると認めた場合は、慶弔見舞金を支給することがある。

(重複不支給)

第 13 条 同一世帯の 2 名以上の従業員が勤務している場合、慶弔見舞金支給にかかる事由が発生しても、原則として重複して支給することはない。

(附則)

1. 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。
2. 本規程は、平成 28 年 6 月 29 日より実施する。
 - 平成 28 年 8 月 1 日 改定・実施
 - 平成 28 年 9 月 21 日 改定・実施
 - 平成 28 年 11 月 15 日 改定・実施
 - 平成 29 年 7 月 19 日 改定・実施
 - 平成 30 年 1 月 24 日 改定・実施
 - 平成 31 年 3 月 19 日 改定・実施
 - 令和 4 年 6 月 1 日 改定・実施